介護保険特定福祉用具購入の支給申請について

（令和5年1月4日～）

1.概要

　在宅で生活している要支援又は要介護の認定を受けた方が、身体状況に合う下記の福祉用具を、県の指定を受けた「特定（介護予防）福祉用具販売事業所」から購入した場合、購入費を支給します。

支給の対象となる金額は、同一年度内（4月～翌年3月）につき購入経費（上限額10万円）から自己負担分を除いた額となります。

対象品目は、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものや使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないものを保険給付の対象としています。

2.対象要件

　(1)購入日（代金を完済した日）時点で要介護又は要支援の認定を受けている方

認定の申請中の方は、要介護（要支援）の認定区分が確定するまで支給手続きを進めることができません。また、認定区分が非該当（自立）と判定された場合は、支給対象外となります。

(2)在宅で生活されている方（入院中・入所中・外泊中の申請は不可）

現在、被保険者が入院・入所中であり、あらかじめ購入しなければ退院・退所後の在宅生活が困難である場合は、事前にご連絡ください。

事前購入後、退院・退所することなく死亡する等で福祉用具を一度も利用しなかった場合は全額実費となります。

3.支給限度基準額

　福祉用具購入費の支給の対象となる金額は、同一年度内（4月1日～翌年3月31日）で10万円（支給限度基準額）までです。

　支給金額は、各被保険者の負担割合に応じた自己負担額（1割～3割）を除いた金額となります。

　支給限度基準額を超えた場合、超えた部分については全額自己負担になります。

例）今年度初めて11万円のポータブルトイレを購入した場合（自己負担割1割の方）

　 →支給限度基準額（10万円）のうち、自己負担割合1割の部分である1万円

と、上限超過分1万円で合計2万円の自己負担、残りの9万円が支給。

4.同一品目の再購入について

**原則として同一品目の再購入に係る支給はありません。**

但し、下記の場合については認められることもありますので、ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業所の相談員を通じて必ず事前に町にご相談ください。

(1)購入した福祉用具が経年劣化で破損した場合（故意による破損を除く）

破損による再購入の場合は、破損した箇所が確認できる写真が必要となります。また、部品交換等で対応できる場合は部品代が対象となります。

(2)要介護者の介護の必要性が著しく高くなった場合

　 　前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初より身体状況が著しく悪化した場合は、すでに購入した福祉用具の使用が困難となります。機能面を見直す必要性について、介護状況や身体状況の変化に係る経緯や再購入の合理性を考慮した説明資料等を添付していただきます。

(3)その他特別な事情がある場合

　 災害を原因とする床上浸水や家屋倒壊等による破損などが考えられます。

5.対象福祉用具の種目

|  |  |
| --- | --- |
| 種目 | 機能または構造など |
| 1.腰掛便座 | ①和式便座の上に置いて腰掛式に変えるもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）②洋式便座の上に置いて高さを補うもの③電動式、スプリング式で立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの④移動可能なもの（居室にて利用可能であるものに限る） |
| 2.入浴補助用具 | ①入浴用いす（座面の高さが概ね35㎝以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る）②浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る）③浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る）④入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る）⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る）⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る）⑦入浴用介助ベルト（要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る） |
| 3.自動排泄処理装置の交換可能部品 | 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの（※但し、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除く） |
| 4.簡易浴槽 | 空気式又は折りたたみ式等で簡単に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できる物を含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なものに限る） |
| 5.移動用リフトのつり具の部分 | 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能であるもの（※移動用リフトの本体は「福祉用具貸与」の対象） |
| 6.排泄予測支援機器 | 利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推測された際に、排尿の機会を要介護者又はその介護を行う者に自動で通知するもの（※但し、専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連商品は除く） |

6.申請までの流れ

(1)購入前にケアマネジャーや特定福祉用具販売事業所の専門相談員に相談

**購入前に必ずケアマネジャーや特定福祉用具販売事業所の専門相談員に相談をし、要介護者の自立の促進やその介護を行う者の負担の軽減につながる、適切な福祉用具を選定してください。**

(2)福祉用具を購入

（一旦費用の全額を支払った後、町から自己負担分を除いた額が指定していただいた口座に振り込まれます。）

7.申請時の提出書類

①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

②領収書（写しを提出の場合は、原本と相違ないか確認しますので原本もお持ちください。）

③福祉用具のパンフレット等の写し（機能、構造及び製造業者等の基本情報が確認できるもの）